

投資信託取引関連規定

新	旧
<p>I. 投信総合取引規定 変更なし</p> <p>II. 外国証券取引口座規定 変更なし</p> <p>III. 投資信託受益権振替決済口座管理規定 変更なし</p> <p>IV. 投資信託特定口座取引規定（特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定）</p> <p>1. ～13. 変更なし</p> <p>14. （特定口座年間取引報告書の送付） （1）当行は、措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。<u>（ただし、その年中にお客さまが開設した特定口座において上場株式等の譲渡が行われなかった場合および当該口座において上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、お客さまからの請求がない限り交付しませ</u><u>ん）</u>。また、<u>下記16.</u>により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。</p> <p>（2）変更なし</p> <p>15. ～16. 変更なし</p> <p>17. （出国口座） （1）<u>上記16. ③</u>に該当することとなるお客さまは、施行令25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該特定口座に保管の委託がされていた上場株式等のすべてにつき、当行に開設されている出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされ、または当該出国口座に保管の委託がされることにより、帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>（2）変更なし</p> <p>18. ～21. 変更なし</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>V. 累積投資規定 変更なし</p> <p>VI. 非課税上場株式等管理に関する規定</p> <p>1. 変更なし</p> <p>2. （非課税口座開設届出書等の提出） （1）お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当</p>	<p>I. 投信総合取引規定 変更なし</p> <p>II. 外国証券取引口座規定 変更なし</p> <p>III. 投資信託受益権振替決済口座管理規定 変更なし</p> <p>IV. 投資信託特定口座取引規定（特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定）</p> <p>1. ～13. 変更なし</p> <p>14. （特定口座年間取引報告書の送付） （1）当行は、措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。また、<u>第17条</u>により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。</p> <p>（2）変更なし</p> <p>15. ～16. 変更なし</p> <p>17. （出国口座） （1）<u>第16条第3号</u>に該当することとなるお客さまは、施行令25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該特定口座に保管の委託がされていた上場株式等のすべてにつき、当行に開設されている出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされ、または当該出国口座に保管の委託がされることにより、帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>（2）変更なし</p> <p>18. ～21. 変更なし</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>V. 累積投資規定 変更なし</p> <p>VI. 非課税上場株式等管理に関する規定</p> <p>1. 変更なし</p> <p>2. （非課税口座開設届出書等の提出） （1）お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当</p>

行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の当行所定の書類および住民票の写し等（住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続を行う場合に限り、）、「非課税適用確認書交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、）並びに「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」という。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」という。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出して下さい。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行は別途税務署より「非課税適用確認書」を受領したときは、お客さまから当行に提出があったものとして取り扱い、当行にて保管いたします。当行は、非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設いたします。

(2)～(7) 変更なし

(8) 平成29年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に上記(7)に従い個人番号の届出を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまについては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。

3. (非課税管理勘定の設定)

(1) 変更なし

(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

4. 変更なし

5. (非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該本・支店に保管の委託がされるもの）

行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の当行所定の書類および住民票の写し等並びに「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」という。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」という。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出して下さい。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行は別途税務署より「非課税適用確認書」を受領したときは、お客さまから当行に提出があったものとして取り扱い、当行にて保管いたします。当行は、非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設いたします。

(2)～(7) 変更なし

(新設)

3. (非課税管理勘定の設定)

(1) 変更なし

(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

4. 変更なし

5. (非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該本・支店に保管の委託がされるもの）

限ります。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」という。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。)の合計額が120万円を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、以下同じ。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等

② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

(2) 上記(1)の定めにかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

6. 変更なし

7. (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含みます。)があった場合(上記5.(1)②により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

8. (非課税管理勘定終了時の取扱い)

(1) この規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(上記2.(6)により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

(2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

① 上記5.(1)①ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限り、以下同じ。)

② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保

限る。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」という。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。)の合計額が120万円を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含む。以下同じ。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、以下同じ。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等

② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

(2) 前項の定めにかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

6. 変更なし

7. (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとする。)があった場合(上記5.(1)②により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含む。)には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

8. (非課税管理勘定終了時の取扱い)

(1) この規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(上記2.(6)により廃止した非課税管理勘定を除くものとする。)

(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

① 上記5.(1)①ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限り、以下同じ。)

② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録また

管の委託に係る口座をいう。)への移管(特定口座への移管は、お客さまが当行に特定口座を開設されている場合に限ります。)

9. 変更なし

10. (非課税口座取引である旨の明示)

(1) お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託または当行が行う有価証券の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、非課税口座以外の口座(特定口座を含みます。)による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)。

(2) 変更なし

11. (取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)

(1) 変更なし

(2) 上記(1)の規定は、上記5.(1)①に掲げる上場株式等においても同様とします。

12.~13. 変更なし

14. (契約の解約)

次の各号のいずれかに該当するときは、この契約は解約されます。なお、次の各号の定めにかかわらず、諸法令の定めにより解約日となる日がある場合、または当行が別途解約日として定める日がある場合には、当該日が解約日となります。

① お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき(解約日 当該提出日)

② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があったとき(解約日 出国日)

③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(解約日 出国日)

④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合(解約日 当該非課税口座開設者が死亡した日)

⑤ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき

⑥ お客さまがこの規定に違反したとき

⑦ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき

15.~16. 変更なし

以上

(実施日：平成29年9月25日)

は保管の委託に係る口座をいう。)への移管(特定口座への移管は、お客さまが当行に特定口座を開設されている場合に限るものとする。)

9. 変更なし

10. (非課税口座取引である旨の明示)

(1) お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託または当行が行う有価証券の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、非課税口座以外の口座(特定口座を含む。)による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限るものとする。)。

(2) 変更なし

11. (取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)

(1) 変更なし

(2) 前項の規定は、上記5.(1)①に掲げる上場株式等においても同様とします。

12.~13. 変更なし

14. (契約の解約)

次の各号のいずれかに該当するときは、この契約は解約されます。なお、次の各号の定めにかかわらず、諸法令の定めにより解約日となる日がある場合、または当行が別途解約日として定める日がある場合には、当該日が解約日となります。

① お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき(解約日 当該提出日)

② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があったとき(解約日 出国日)

③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(解約日 出国日)

④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合(解約日 当該非課税口座開設者が死亡した日)

⑤ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき

⑥ お客さまがこの規定に違反したとき

⑦ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき

15.~16. 変更なし

以上

(実施日：平成29年2月6日)